

議案第75号

加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係条例の整理に関する条例を、別  
紙のとおり制定する。

令和元年12月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市認定こども園「泉よつばこども園」設置に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(加西市立学校施設目的外使用条例の一部改正)

第1条 加西市立学校施設目的外使用条例（昭和42年加西市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び幼稚園」及び「、幼稚園」を削る。

第3条中「校園長」を「校長」に改める。

第5条第1項第1号中「若しくは幼稚園」を削り、同項第2号中「校園長」を「校長」に改める。

第9条及び第10条第4項中「校園長」を「校長」に改める。

(加西市認定こども園設置条例の一部改正)

第2条 加西市認定こども園設置条例（平成26年加西市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の表北条東こども園の項の次に次のように加える。

|       |               |
|-------|---------------|
| 賀茂幼児園 | 加西市福住町932番地の4 |
|-------|---------------|

第3条の表に次のように加える。

|          |             |
|----------|-------------|
| 泉よつばこども園 | 加西市満久町257番地 |
|----------|-------------|

第4条中「幼稚園又は保育所として行う事業に加え」を「小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を提供する事業のほか」に改める。

(加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正)

第3条 加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例（平成26年加西市条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加西市幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例

第1条中「の幼稚園児の保育」を削る。

第2条第1項中「幼稚園、幼児園又は」を削り、同条第2項を削る。

別表幼稚園の項を削り、同表中「幼児園、認定こども園」を「認定こども園」に改める。

(加西市立保育所の設置及び管理に関する条例の廃止)

第4条 加西市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第22号）は、  
廃止する。

（加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の廃止）

第5条 加西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和42年加西市条例第23号）は、  
廃止する。

（加西市幼稚園事業実施に関する条例の廃止）

第6条 加西市幼稚園事業実施に関する条例（平成15年加西市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(審議資料)

日吉幼児園、宇仁幼児園、泉幼児園、泉第三保育所及び休園中の西在田幼稚園を統合し、令和2年4月1日から新たに「泉よつばこども園」を開園すること及び賀茂幼児園を認定こども園として開園することに伴い、関係条例の整理を行うもの。

**【概要】**

(1) 開園する認定こども園

| 名 称      | 位 置              |
|----------|------------------|
| 泉よつばこども園 | 加西市満久町 257 番地    |
| 賀茂幼児園    | 加西市福住町 932 番地の 4 |

(2) 廃止する施設

日吉幼児園、宇仁幼児園、泉幼児園、泉第三保育所、西在田幼稚園（休園中）

(3) その他

条例中の「幼稚園」、「保育園」等の用語の修正